

2018年度低所得高齢単身女性問題に関する 政策・制度要求について

退職者連合は、一人暮らしの高齢者とりわけ低所得高齢単身女性が日々の暮らしにおいて直面している課題の解決に向けて、国ならびに地方自治体に対し次のとおり要求する。

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること

- (1) 国・地方自治体は、住宅セーフティネット法が改正されたことから、全自治体で住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度を実施すること。
- (2) 国・自治体は、住宅セーフティネット制度の促進と制度の概要など周知徹底を図ること。
- (3) 国・自治体は、居住の継続が困難である低所得高齢単身女性に対し、優先的に公営住宅等への入居・転居を可能にすること。
- (4) 国・地方自治体は、入居時の「身元保証人」や「身元引き受け人」など家族にかわって、必要な手助けを行う支援事業を推進すること。
- (5) 低所得高齢者が安心して暮らせるよう地域包括支援センターへの連携強化をはかること。

2. 安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにすること

- (1) 一人暮らしの高齢者を対象とした身元保証や日常生活支援、死後事務等に関する「身元保証等高齢者サポート事業」に係わる悪質業者による消費者被害を防止すること。
- (2) 指導監督に当たる行政機関を明確にすること。
- (3) 事業者の実態把握及び利用者からの苦情相談内容を把握すること。
- (4) 消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう

情報提供すること。

3. 高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所できるようにすること

- (1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等の有無が入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを監督・指導権限を有する都道府県に周知すること。
- (2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。

4. 認知症患者及び家族が安心して暮らせる生活支援を推進すること

- (1) 新オレンジプランにもとづき、すべての自治体で認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の設置をはかること。
- (2) 認知症の認定申請の手続きの簡素化をはかること。
- (3) 認知症の患者や家族を支援するための「認知症サポーター」の拡大をはかること。
- (4) 認知症高齢者に起因する事故等について、家族に過剰な賠償責任を負わせない方策を検討すること。

5. 生活困窮者自立支援法の実効性を高めること

相談窓口の充実をはかり、自立支援、就労支援など自立できるようサポート体制を強化すること。さらに、自立支援に向けて、地域に互助の関係づくりや参加など地域との関係づくりを支援すること。

6. 社会的孤立や孤独死の防止について

国・地方自治体は、高齢者の社会的孤立や孤独死を防止するため、地域社会におけるきめ細かな見守りや支えあいの体制整備を急ぐこと。その場合、地域包括ケアセンターや民生委員、町内会、自治会等をはじめ、ライフライン事業者（電気・ガス・水道等）民間事業者（郵便配達、新聞配達、宅配ドライバー等）などとの連携による効果的なネットワークを構築すること。

7. 高齢者の消費者被害防止をはかること

高齢者の消費者被害の防止に向けて情報の収集や提供、被害の相談、啓発

や教育など消費者基本法にもとづき、消費者行政の推進、関係機関の連携強化をはかること。

8. 移動困難者の対策をはかること

国・地方自治体は、交通政策基本計画にもとづき、買い物や通院など日常生活における移動困難者に対し、地域の特性を考慮した適切な移動手段を確保すること。また、高齢運転者の特性を踏まえた対策を推進すること。

以上

対自治体要求指針

<低所得高齢単身女性問題に関する政策・制度要求>

1. 安心して暮らせる居住の場を確保すること

- (1) 昨年10月から、高齢者や低所得者層などを対象として、民間の空き家などを低額な賃貸住宅として提供する「改正住宅セーフティネット法」が施行されたことから、各自治体は制度の積極的な周知徹底をはかること。
- (2) 登録された住宅については、それを必要とする対象者が速やかな情報が得られるよう、国交省の「セーフティネット住宅情報システム」や「住宅支援法人」に任せることなく、自治体として必要な情報把握と提供に努めること。
- (3) 空き家などの所有者が自治体に物件を登録しやすくするために、登録住宅の耐震改修やバリアフリーなどを行う場合の費用の助成について、自治体として必要な措置を講ずること。
- (4) 入居を希望する低所得者（月収15万8千円以下）については、生活の状況に応じて、契約の際の家賃の債務保証料（最大6万円）や、月額最大4万円の家賃補助の幅を拡大するなど、当該自治体としてきめ細かい措置を講ずること。

2. 安心して利用できる身元保証等高齢者サポート事業を推進すること

- (1) 病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことを理由に、入院・入所を拒む等の取り扱いを行わないよう行政指導を強化すること。
- (2) 身元保証や死後事務等を行う「身元保証等高齢者サポート事業」にかかわる事業者・団体の実態を把握し、預託金の保全措置などについて検討を進めること。
- (3) 身元保証等高齢者サポートを業として行う個人・事業者・団体については、担当行政機関への届出制にすること。

3. 高齢者の消費者被害防止対策を強化すること

- (1) 高齢者の消費者被害防止に向けて、被害やトラブルなどの実態について情報収集を行うとともに、その内容を公開し、担当行政、消費生活センターなどが連携し、消費者被害を未然に防ぐ広報活動を充実させること。
- (2) 地方自治体が独自に運営する消費生活センター及び相談窓口の有無を調査し、未開設の自治体については速やかに開設すること。また、必要な相談員を確保するとともに、相談員の雇用・処遇、能力開発の改善・充実に努めるなど相談機能をより強化すること。
- (3) 消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）を踏まえた「地方消費者行政強化作戦」、具体的には、相談体制の質の向上、適格消費者団体の空白地域解消、消費者教育の充実などについて目標を達成すること。また、高齢者等を見守る「消費者安全地域協議会」を着実に設置し、実効ある見守りネットワークの構築をはかること。